

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
49	市民課	市民窓口事務(出張所)	証明書発行、住民異動届受付、公共料金収納、子ども手当、子ども医療、保険他、様々な市役所の手続き及びパスポート申請・交付を取り扱っており、毎週日曜開庁も行っています。		○	
50	市民課	サービスセンターホール運営事業	サービスセンターホール、会議室の利用申し込み受付、管理、備品修繕などを行っています。		○	
51	市民課	サービスセンター管理運営事業	サービスセンター建物の維持管理やココネ上福岡との共有部分や駐車場について、ココネ上福岡管理組合と連携し適切に管理を行っています。	平成29年度中に駐車場の指定管理者の募集を行い、新たな管理・運用方法の提案等を採用することにより、さらに効率的・効果的な駐車場の運営・管理を行います。	○	上福岡駅西口駐車場指定管理選定委員会が実施したプロポーザルにおいて、指定管理者が選定されました。その中で市への収納金を収益の76%納めるという提案がされ、今までの50%から大幅に増収が見込めることになりました。さらに管理組合との按分方法につきましても、面積按分で合意し、兼ねてよりの懸案事項も是正されました。
52	市民課	市民窓口事務(本庁)	証明書発行、住民異動届受付、印鑑登録などの窓口業務、及び住民情報の処理、管理を行っています。また、マイナンバーカード、通知カードに係る手続きも行っています。	同じ住居表示がふられている家屋等が何軒もあるため、市民からその解消が求められています。これらの住居番号に枝番等を付番することで、平成29年度中の解消を目指します。	○	平成29年度補正予算により、住居表示の枝番号制を開始する方向で準備をしましたが、平成30年度当初予算で行うこととしました。平成30年5月から開始できるよう準備を進めています。 また、マイナンバーカードの申請サービスを平成29年4月から開始しました。すでに約800人の利用があり、大変好評を得ています。マイナンバーカードの交付率向上にも影響が見込まれているため、今後もさらに広く周知に努めます。 市としての窓口サービス向上を目指し、部を超えて窓口サービス向上検討会議を開催し、課題の共有化や基準等の統一化を図りました。
53	市民課	戸籍事務	戸籍の届出に関して、審査し、戸籍記載、管理や埋葬許可証、受理証明などの発行も行っています。		○	結婚されるお二人をお祝いするために、婚姻届出時の記念撮影用プレートを作成し、本庁及び支所に配置しました。また、ふじみ野市オリジナルの婚姻届出用紙もふじみんのキャラクターを使って作成しました。共に、平成30年3月1日から利用を開始しました。
54	市民総合窓口課	庶務事務	複合施設である大井総合支所内の共用部分の機器管理・物品管理、市税・国保税・保険料等の公金収納業務、「ゆめぼると」の貸出業務、犬の登録及び狂犬病の予防注射済証の交付事務、住民相談に関する事務、県収入証紙の売りさばき等の事務を行っています。	市民相談コーナー「オアシス」を担当する常駐職員を配置しましたので、より一層の市民サービス向上を図っていきます。	○	市民相談を担当する職員を総務係に配属したことにより、総務係の業務全般がよりスムーズに回るようになり、市民サービスの向上を図ることが出来ました。
55	市民総合窓口課	庁舎管理事務(支所)	大井総合支所庁舎及び付帯施設の維持管理を適切に行い、市民に安全かつ快適な施設環境を提供しています。また、保健センターが2階の分室を使用しないときには、貸館施設(有料)として「ゆめぼると」を市民の方に利用していただいています。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
56	市民総合窓口課	庁用車管理事務(支所)	大井総合支所にある庁用車2台(インサイト、エッセ)の維持管理を適正に行っています。乗車前、帰庁時に車両点検を実施するとともに、運転日誌に、利用日付、用務地・出発時刻・帰庁時刻・運転者名・走行距離を記入し管理しています。	リース満了に伴い、平成29年6月1日から2台ある庁用車が普通乗用車のフィットと軽自動車タントに変更となりました。	○	
57	市民総合窓口課	市民窓口事務(支所)	住民基本台帳関係、印鑑登録業務、戸籍関係、自動車の臨時運行許可、埋火葬の許可、税関係の証明書の発行(納税・課税・所得・土地家屋の評価証明や名寄せの発行等)、年金相談、マイナンバーカードの交付事務、住所付定作業等、市民サービスの提供を行っています。	部内の市民課、出張所、市民総合窓口課、保険・年金課の職員で、窓口業務の効率化・サービスの向上に向けた検討会議を定期的開催します。マイナンバーカードの将来的な活用等についても検討を行います。	○	マイナンバーカードの申請サービスを平成29年12月から大井総合支所でも始めました。また、本庁と同様、婚姻届出時の記念撮影用プレート及びふじみ野市オリジナルの婚姻届を平成30年3月から提供を開始しました。
58	市民総合窓口課	地域福祉窓口事務	福祉関係、保健医療関係の各種申請の受付・被保険者証等の交付事務等を行っています。(生活保護、高齢者福祉、障がい者福祉、児童手当、認可保育施設の入所、介護・後期高齢者医療・国民健康保険の資格、給付、保健事業、福祉医療費の支給、母子健康手帳の交付、予防接種、市内循環ワゴン減額証明書の交付、臨時福祉給付金ほか)	本年度から、ひとり親家庭を対象とする児童扶養手当の申請手続きを大井総合支所でも行えるようになります。(昨年度までは、本庁のみで受付) 市民窓口課と地域福祉課が統合され、市民総合窓口課となりました。	○	
59	市民総合相談室	人権推進事業	同和問題をはじめとした人権問題解決に向けて、民間運動団体や他自治体との連携を図りながら、人権問題研修会や講演会の開催などを通して啓発を行っています。また、人権擁護委員協議会及び人権擁護委員の活動を支援していきます。	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権問題について、市民一人ひとりが理解を深め、互いの人権を尊重する地域社会をつくることを目的として、平成29年度も継続して、より効果的な実施方法、啓発方法等を探りながら事業を進めていきます。	○	今後も継続してあらゆる人権問題の解決に向けて、各種啓発、研修、講演会等を推進してまいります。 また、平成30年度は、本市が、入間郡市13市町の輪番制で開催している人権フェスティバルの会場市となりました。11月に開催を予定しています。
60	市民総合相談室	消費生活センター事業	毎週月曜日から金曜日まで消費生活相談を実施し、市民から寄せられる多様な消費生活相談に対応しています。また、地域全体の消費者問題への解決力の向上や市民の被害防止、安全確保を図るために、引き続き、消費者団体による消費者啓発事業の委託及び市民対象の啓発講座を開催していきます。	消費者安全法において、地域連携による被害防止のために設置することができる「消費者安全確保地域協議会」について、関係課と協議しながら設置について検討してまいります。	○	「消費者安全確保地域協議会」については、消費生活センターを中心とした新たな庁内組織に内包する形で平成30年4月1日付けで設置しました。今後は、関係課及び民生委員・児童委員、地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)、社会福祉協議会、警察などと、消費者被害防止のための会議や研修を開催する予定です。
61	市民総合相談室	男女共同参画推進事業	男女共同参画推進のための基本計画に基づき、①男女共同参画推進に関する進行管理、②男女共同参画のまちづくり委託事業、③男女共同参画職員研修、④男女共同参画週間等における啓発活動、⑤DV対策庁内連絡会議等を開催し、庁内関係課と連携・協力を図りながらDV支援を実施します。	平成30年度からを計画期間とする第2次男女共同参画基本計画について、市民意識調査結果の分析、パブリックコメント、男女共同参画推進審議会の答申等を踏まえて、計画を策定します。	○	第2次男女共同参画基本計画については、外部委員で構成する審議会及び庁内推進会議にて検討を進め、平成30年3月に完成しました。 平成30年度以降は本計画及びふじみ野市男女共同参画推進条例に基づき各種施策の進行管理及び推進を図ってまいります。
62	市民総合相談室	市民相談事業	総合相談窓口として、関係部署との連携による問題解決に向けた支援を行うため、各専門相談を実施しています。 【専門相談種目】行政書士による生活総合相談、弁護士による法律相談、司法書士による法律相談、人権相談、行政総合相談、女性のためのDV・総合相談、税理士による税務相談、土地建物相談、家庭問題に関する相談	生活困窮や家族間のトラブルなど複合的な問題を抱えた方からの相談の増加が今後も予想されます。このようなことから、総合相談窓口として今後も相談から支援に迅速につなげるよう相談体制の強化を図ってまいります。	○	今後も生活困窮や家族間のトラブルなど複合的な問題を抱えた方からの相談に対応し、必要な支援に迅速に繋ぐことが出来るよう総合相談窓口としての相談体制の強化を図ってまいります。特にDVに関する相談については平成30年度から相談日を増やすこととしており、関係機関等との連携を図りながら必要な支援に迅速に繋げていきます。

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
63	保険・年金課	後期高齢者医療事務	平成20年度に後期高齢者医療制度が開始され、被保険者が安心して医療を受けられるよう、適正な資格及び給付関連事務(被保険者証の引き渡し・各種申請受付)等を行っています。	近年、団塊の世代の被保険者が毎年、約1,200人程度加入することとなることから、引き続き適正な保険証交付に努めます。 また、国民年金係と併せて、窓口の業務委託について検討を進めます。	○	関係各課(経営戦略室、人事課及び資産管理課)と協議を重ねた結果、後期高齢者保険係と国民年金係だけの業務委託では人件費削減効果はないが、国民健康保険係と共同による窓口委託であれば、削減効果が上げられると見込まれました。 しかし、事務フロアスペースが課題となり、3係を統一することは物理的に不可能と判断いたしました。3係を各担当(資格、賦課及び給付)別に再編成とすることにより、可能となるとの判断しました。平成30年8月から、係の再編と併せ窓口業務委託を実施することとしました。
64	保険・年金課	国保資格等管理事務	国民健康保険の一般事務遂行及び資格管理につき、被保険者資格の得喪事務、被保険者証の発行・更新、医療給付事務の適正な執行を図ることを目的としています。	平成30年度からの広域化に関する地域説明会を市内13地区で実施します。また、ジェネリック医薬品利用差額通知をこれまで年2回発送しておりましたが、年5回(1回:約700件)の発送に増やし、ジェネリック医薬品の利用促進に努めるとともに利用状況等の追跡調査等を実施します。	○	広域化に関する地域説明会を5月19日から10月7日まで市内13地区で開催し、294名に参加(1地区当たり、約23名)していただきました。また、ジェネリック利用差額通知と平成29年度から開始した重複服薬通知の取組を通じ医療費の抑制に努めました。今後、これらの取組による医療費抑制効果の検証を進めていきます。
65	保険・年金課	連合会事務	埼玉県内の保険者が、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて共同処理を行うため、平等割及び被保険者割を負担しています。	国民健康保険団体連合会が行う、保険財政共同安定化事業の拠出金は過去の実績に基づき積算されることから、その必要額や交付金は今後の医療費実績により変動するため、国保連合会からの適時、適切な情報提供とその把握に努めます。	○	
66	保険・年金課	国保税賦課事務	国民健康保険の医療に係る経費から、国、県及び市からの負担金等を除いた額について、被保険者に対して国民健康保険税(医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分)を賦課します。	国民健康保険においては、医療技術の高度化や高齢化に伴う医療費の高騰によりその経費が増大しています。これを補う財源の確保が必要とされます。適正な保健税率への見直しを常に行っていきます。	○	
67	保険・年金課	保険料徴収事務	後期高齢者医療に要する費用に充てるため、後期高齢者医療保険の被保険者から保険料を徴収することにより、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ることにしています。	埼玉県後期高齢者医療広域連合が賦課決定した保険料について、適正な期割計算、納付方法の指定を実施し、被保険者への納入通知を作成・発行を行います。	○	
68	保険・年金課	国保運営協議会運営事業	国保事業の適正な運営を図るため、保険税の賦課、保険給付の種類及び内容の変更、保健事業の実施大綱等の策定について審議を行います。	県から平成30年度の標準保険料率が、8月下旬に示される予定であり、その標準保険料率をもとに算出されるふじみ野市の保険税率等について諮問する予定です。また、平成29年12月31日に任期が終了しますので、委員の改選が行われます。	○	平成30年度の標準保険料率については、1月下旬に県から示されましたが、審議会における調整・検討期間が十分確保できないことや被保険者への急激な負担増を避けるため、平成30年度適用の税率改正は実施しないこととし、平成29年度における税率改正の諮問を行いませんでした。また、平成30年1月1日から2年間の新たな任期となる委員の改選を実施しました。
69	保険・年金課	一般被保険者療養給付事務	一般被保険者の疾病、負傷等について、医療機関等からの保険請求に対し、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ適切かつ確実な支払いを行っています。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
70	保険・年金課	広域連合納付金事務	保険財政の安定化を図ることを主な目的として、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始され、被保険者から徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合会に納付しています。		○	
71	保険・年金課	退職被保険者等療養給付事務	退職後、被用者年金に20年(40歳以降は10年)以上の加入歴がある者の疾病、負傷等について、医療機関等からの保険請求に対し、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じ適切かつ確実な支払いを行っています。		○	
72	保険・年金課	一般被保険者療養費支給事務	一般被保険者が被保険者証を提示せず全額窓口支払いをした場合、若しくは療養の給付(現物給付)を行わないあんま、マッサージ等に係る医療費の支払いを行っています。		○	
73	保険・年金課	退職被保険者等療養費支給事務	退職被保険者等が被保険者証を提示せず全額窓口支払いをした場合、若しくは療養の給付(現物給付)を行わないあんま、マッサージ等に係る医療費の支払いを行っています。		○	
74	保険・年金課	診療報酬審査事務	医療機関からの請求のあったレセプトの審査が義務付けられているため、審査業務を埼玉県国民健康保険団体連合会に依頼し、その審査手数料を支払っています。		○	
75	保険・年金課	一般被保険者高額療養費支給事務	一般被保険者が、同一の月に受けた医療費の自己負担が一定額(所得要件により5区分)を超えた場合、その超えた分を高額療養費として支給しています。		○	
76	保険・年金課	退職被保険者等高額療養費支給事務	一般被保険者と同様に退職被保険者等が、同一の月に受けた医療費の自己負担が一定額(所得要件により5区分)を超えた場合、その超えた分を高額療養費として支給しています。		○	
77	保険・年金課	一般被保険者高額介護合算療養費支給事務	一般被保険者世帯で、介護保険受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の限度額を適用後、年間の自己負担額が基準限度額を超えた部分を高額介護合算療養費として支給しています。		○	
78	保険・年金課	退職被保険者等高額介護合算療養費支給事務	退職被保険者世帯で、介護保険受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の限度額を適用後、年間の自己負担額が基準限度額を超えた部分を高額介護合算療養費として支給しています。		○	
79	保険・年金課	一般被保険者移送費支給事務	一般被保険者が、疾病又は負傷により医師から転院等が妥当とされた場合に伴う移送費を支給しています。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
80	保険・年金課	退職被保険者等移送費支給事務	退職被保険者等が、疾病又は負傷により医師から転院等が妥当とされた場合に伴う移送費を支給しています。		○	
81	保険・年金課	出産育児一時金支給事務	国保被保険者の妊娠12週目(85日)以降の出産(死産・流産含む)について、経済的負担の緩和、子育て支援の観点から支給(1人の出産につき、42万円)しています。		○	
82	保険・年金課	葬祭費支給事業	被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に葬祭費を支給(5万円)しています。		○	
83	保険・年金課	後期高齢者支援金支給事務	後期高齢者医療制度の健全な運営を行うため、各被保険者が社会保険診療報酬支払基金が定める額を拠出しています。		○	
84	保険・年金課	後期高齢者関係事務費拠出事務	後期高齢者医療制度の健全な運営を行うため、各被保険者が事務を執る社会保険診療報酬支払基金へ事務経費分として応分の負担をしています。		○	
85	保険・年金課	国民年金事務	国民の老齢、死亡等に関して必要な給付をするために国民年金法に基づき被保険者と受給者の各種届出に関する法定受託事務を行っています。	国民年金事務については、後期高齢者保険係と併せて、窓口の業務委託について検討を進めます。	○	関係各課(経営戦略室、人事課及び資産管理課)と協議を重ねた結果、後期高齢者保険係と国民年金係だけの業務委託では人件費削減効果はないが、国民健康保険係と共同による窓口委託であれば、削減効果が上げられると見込まれました。 しかし、事務フロアスペースが課題となり、3係を統一することは物理的に不可能と判断いたしました。3係を各担当(資格、賦課及び給付)別に再編成することにより、可能となるとの判断しました。平成30年8月から、係の再編と併せ窓口業務委託を実施することとしました。
86	保険・年金課	健康増進事業	後期高齢者医療の被保険者の健康増進・維持を図るため、保養施設の宿泊利用料金の一部(1人:3千円)補助と疾病の早期発見及び予防を図る目的で、人間ドック等の検査料の一部(2万5千円を限度)を補助しています。	埼玉県後期高齢者医療広域連合の長寿・健康増進事業の補助対象ですが、人間ドック・脳ドック及び保養施設宿泊利用に対する補助率は、年度ごとに異なっている状況です。しかし、医療給付の金額の高い脳血管疾患の予防・早期発見のため、引き続き受診の周知を図ります。	○	
87	保険・年金課	後期高齢者医療広域連合事業	後期高齢者医療制度開始時から、制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合の経費に充てるため、共通経費と療養給付費を負担しています。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
88	保険・年金課	国民健康保険繰入金	国民健康保険は、その制度上、年金により生活を支えている高齢者を多く抱えており、他の健康保険加入者よりも医療費が高く、また、所得も少ない方が多く加入しています。そのため必要とされる療養の給付に係る費用の必要部分を保険税により賄いきれないという構造的な課題があります。この予算収支の不足するところを法定外繰入金で賄っています。	国民健康保険繰入金のうち、その他一般会計繰入金(法定外繰入金)については、被保険者数が減少したものの保険給付費の減額により、対前年度比で約1億1,176万5千円減額となりました。また、一人当たり法定外繰入金は、平成29年度当初予算で30,438円と前年度と比較して2,682円減額となったものの、依然として県内市平均(17,866円)を大きく上回っております。	○	
89	保険・年金課	後期高齢者医療繰入金	後期高齢者医療事務に必要な一般事務費、保険料の軽減分に対する県及び市の負担金を繰り出しています。		○	
90	保険・年金課	前期高齢者納付金事務	前期高齢者(65歳から74歳まで)に係る医療費について、社会保険診療報酬支払基金から示された拠出金を納付しています。		○	
91	保険・年金課	前期高齢者関係事務費拠出事務	前期高齢者医療制度の健全な運営を行うため、各保険者が事務を執る社会保険診療報酬支払基金へ事務経費分として応分の負担をしています。		○	
92	保険・年金課	老人保健事務費拠出事務	老人保健制度は後期高齢者医療制度の創設(H20.4月)により、廃止されているものの、時効の関係で医療費に対し負担の可能性があります。そのため、事務を統括している社会保険診療報酬支払基金に対し、事務費の負担を平成29年度まで行っています。		○	
93	保険・年金課	介護納付金事務	国保加入者の介護保険第2号被保険者分としての拠出が必須であるため、統括管理する社会保険診療報酬支払基金算定の額を納付しています。		○	
94	保険・年金課	高額医療費共同事業拠出事務	高額な医療費(1件80万円を超える)を対象として、県内国保各保険者から埼玉県国民健康保険団体連合会に拠出し、各保険者の医療費実績に応じて再配分されることとなっています。		○	
95	保険・年金課	その他共同事業事務費拠出事務	国民健康保険中央会が共済組合及び日本年金機構の年金受給権者データを保有しているため、一般被保険者のうち退職者医療制度に該当する者の抽出する業務を県内全保険者が依頼しています。		○	
96	保険・年金課	保険財政共同安定化事業拠出事務	平成27年度から全ての医療費について、個別保険者の急激な保険給付負担を緩和し、交付する資金を予め各保険者から国保連合会に拠出し、実績に応じて再配分することとなっています。		○	
97	保険・年金課	保健衛生普及事業	国保連合会が行う保養施設宿泊利用共同事業に参加し、被保険者が保養施設を利用した時に、宿泊利用料金の一部(大人:3千円、小人:2千円)を補助しています。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
98	保険・年金課	高額療養費貸付事務	被保険者が高額療養費に該当する場合、高額な医療費の支払いに充てるための費用が必要である時に、高額療養費が支給されるまでの間、無利子の貸付を行っています。		○	
99	保険・年金課	出産費資金貸付事務	被保険者の出産について、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を貸付を行っています。		○	

【進捗状況の判断基準】
○ : 達成・ほぼ達成
△ : あまり達成できなかった
× : 達成できなかった・未着手